

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○有害興行の指定……………	(生活文化・青少年室)	27
○公衆浴場入浴料金の統制額の指定……………	(食品衛生課)	27
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業支援課)	27
○土地改良区連合の役員の退任の届出……………	(農業支援課)	27
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	27
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	28
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………	(治山課)	28
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	28
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	28
○都市計画の変更の決定……………	(都市計画課)	30
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(道路整備課)	30

告 示

北海道告示第678号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成17年9月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

興行の種別	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の指定の理由
映画同	サイコレイプーもう…やめないで。ー 老人と和服の愛人 秘密の夜這い部屋	新日本映像同	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第679号

物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）

附則第4項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、北海道における公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、平成17年10月1日から施行する。

なお、平成13年北海道告示第1381号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、平成17年9月30日限り、廃止する。

平成17年9月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

公衆浴場入浴料金（公衆浴場法施行条例（昭和24年北海道条例第3号）第2条第1号の普通浴場に係るものに限る。）の統制額

12歳以上の者（大人）	380円
6歳以上12歳未満の者（中人）	140円
6歳未満の者（小人）	70円

北海道告示第680号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年9月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成17. 9. 5	神竜土地改良区
同	音更町土地改良区

北海道告示第681号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成17年9月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成17. 8. 8	監事	齋藤 茂雄	夕張郡栗山町字共和284番地
同 17. 8. 18	同	袴田 忍	同 由仁町山榊999番地

北海道告示第682号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成17年9月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年9月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
篠津幹線	経営体育成基盤整備（農業用排水、暗きょ、区画整理）	北海道石狩支庁
富良野南	同（農業用排水、暗きょ、客土）	北海道上川支庁
西 学 田	同（暗きょ、農業用排水）	同

北海道告示第683号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成17年9月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|---------------|--------------------------------------|
| 1 | 解除予定保安林の所在場所 | 釧路郡釧路町中央九丁目78、79の1、79の2、89の1から89の3まで |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 霧害の防備 |
| 3 | 解 除 の 理 由 | 指定理由の消滅 |

北海道告示第684号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年9月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|------|---------------|--|
| 1(1) | 解除に係る保安林の所在場所 | 余市郡余市町白岩町107・123の1・123の9・127・169（以上5筆について次の図に示す部分に限る。） |
| (2) | 保安林として指定された目的 | 土砂の崩壊の防備 |
| (3) | 解 除 の 理 由 | 道路用地とするため |
| 2(1) | 解除に係る保安林の所在場所 | 標津郡中標津町字養老牛442の1（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) | 保安林として指定された目的 | 風害の防備 |

(3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第685号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成17年9月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|-----|---|-----------------------|
| 1 | 指定施業要件変更予定保安林 | 久遠郡せたな町（次の図に示す部分に限る。） |
| | の所在場所 | |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 公衆の保健 |
| 3 | 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 | |
| (1) | 立 木 の 伐 採 の 方 法 | |
| ア | 主伐は、択伐による。 | |
| イ | 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 | |
| ウ | 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | |
| (2) | 立 木 の 伐 採 の 限 度 | 次のとおりとする。 |
| | （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山支庁経済部林務課及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。） | |

北海道告示第686号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成17年9月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|------|----------------------------|-------------------|
| 1(1) | 指定施業要件変更予定保安林 | 釧路市（次の図に示す部分に限る。） |
| | の所在場所 | |
| (2) | 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |
| (3) | 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 | |
| ア | 立 木 の 伐 採 の 方 法 | |
| （ア） | 次の森林については、主伐は、択伐による。 | |
| | 釧路市（次の図に示す部分に限る。） | |
| （イ） | その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 | |

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 久遠郡せたな町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 久遠郡せたな町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、せたな町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 久遠郡せたな町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 5(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 苫前郡苫前町（次の図に示す部分に限る。）	(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 苫前町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 6(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 苫前郡初山別村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、苫前町・初山別村（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 7(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 網走郡津別町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 津別町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに釧路市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）
--	--

北海道告示第687号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成17年9月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 小樽都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種 別 名	称	起	点	終	点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・4・17号朝里温泉通	小樽市新光2丁目	小樽市朝里川温泉2丁目	小樽市新光5丁目		

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

2 帯広圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種 別 名	称	起	点	終	点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・3・46号弥生新道	帯広市西17条南1丁目	帯広市川西町	帯広市南町		

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第688号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年9月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路 線 名 下仁頃相内停車場線

3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
北見市美園706番1地先から 北見市相内町69番2地先まで		前	17.70mから 17.70mまで	37.20m	――
		後	17.70mから 31.50mまで	37.20m	――